

えん罪について知っていますか？

～京都痴漢事件～

京都女子大学 I P J 学生ボランティア



公正・公平な司法を実現することを目指して

京都女子大学IPJ学生ボランティア

はじめに



京都女子大学IPJ学生ボランティアとは



IPJ（イノセンス・プロジェクト・ジャパン）は、無実であるのに犯罪者として疑われてしまった人々を支援し救済すること、そして、そのような「えん罪事件」の再検証を通じて公正・公平な司法を実現することを目指す団体です。

司法の実務家や学者からなる正規のメンバーに加えて、各大学（京都女子大学の他、関西学院大学、近畿大学、甲南大学、獨協大学、立命館大学、龍谷大学）から集まったおよそ300名の学生が活動に参加しています。

私たち京都女子大学IPJ学生ボランティアは、2022年に発足し、現在は3回生9名、2回生5名、1回生15名の計29名で構成されています。

定期的なミーティングの他、特定の事件についての調査と、裁判傍聴や少年院等への施設参観、「えん罪」に関するシンポジウムの運営や、月に1度のIPJ広報会議への参加、他大学の学生との交流会等、様々な活動を通して「えん罪」について学ぶとともに、「えん罪」のないより良い社会を作るため、学生としての私たちに何ができるのかを考えています。



私たちが調査している事件について...

取り上げるのは、ある痴漢事件です。元被告人は、無実を訴えています。

IPJが支援を決定している事件ではありませんが、京都市内で発生したものであり、京女生として身近に感じられる事件でもあることから、IPJ全体の活動とは別に、独自の調査を行うことになりました。

調査を進めるにあたって、私たちは、判決と、実際の裁判資料を読み込み、被告人と被害者の当時の状況やそれぞれの主張、警察官の証言などにおける疑問点について、議論を重ねました。

それらの疑問点を整理し、実際に事件の弁護を担当していた弁護人にお話を伺った上で、資料だけではわからない当時の状況を再現し、電車内での実験調査を行いました。



事件の概要

平成30年6月13日・9月20日・9月21日の計3回にわたる、京都市内を走行中の電車車内における男性から男性への痴漢事件です。当時15歳だった少年(身長167~168センチ)が、朝に通学のために混みあった電車に乗っていたところ背後に立っていた成人男性(身長175センチ、以下、山田さん(山田は仮名)と呼ぶこととします)から陰部付近を着衣の上から右手で触られたと、京都市迷惑行為防止条例違反を訴えました。

事件の特徴

- ① 男性から男性への痴漢行為であること
- ② 警察官がその場に立ち会っていたにもかかわらず、現行犯逮捕はされていないこと
- ③ 少年の証言以外に明確な目撃証言がないこと

被害者（少年）の主張



- ① 5月頃から、通学のために電車に乗っていた際、同じ人物（山田さん）から痴漢の被害に遭うようになり、これまで10回から20回程度は山田さんから痴漢に遭いました。
- ② 6月13日、9月20日、9月21日ともに山田さんは、背後や前から右手を握り拳の状態にして、斜め上から下ろすように股間に近づけて服の上から押しつけてきました。
- ③ 山田さんが、駅で降りるまでその痴漢行為は続きました。



検察官の主張

- ・山田さんは計3回、少年と同じ車両に乗り痴漢行為に及んでいることから、犯行態様は執拗かつ卑劣、常習性もうかがえ悪質
- ・少年は多大な精神的苦痛を被ったにもかかわらず、山田さんから慰謝の措置が一切ない
→懲役6月を求刑

審理の経過





山田さんの主張

山田さんは一貫して本件公訴事実を否認しています。

事件当時のことについては明確には覚えていないそうです。

当時の電車の利用状況や乗車位置等については、次のように説明しています。

- 通常の通勤と、仕事に余裕のあるときとで2パターンの通勤時間がある。
- 乗車する車両や順番、車内での立ち位置等は、最寄り駅での下車のしやすさを考慮し、ルーティンになっていた。
- 電車内では立ったまま寝ていることもある。



弁護人の主張

- 山田さんは一貫して否認、供述内容にも不自然・不合理な点がなく信用性が高い
 - 少年から山田さんに近寄った証拠はある一方、山田さんから少年に近寄った証拠がなく、警察官と同乗した際にも痴漢被害の証拠となる写真や動画の撮影を行っていないのは不自然
- 無罪を主張



現在

山田さんは、事件を機に仕事を失ってしまい、社会生活にもかなり苦労されています。

すでに執行猶予の期間は終了していますが、山田さんは、現在でも無実を訴え続け、再審（裁判のやり直し）を求める可能性を探っているところだそうです。

問題点の検討



① 少年の証言の信用性

少年には乗る電車を変えるなどの痴漢を回避するための行動を取った形跡がありませんでした。弁護士は、このように少年が回避行動を取らなかった事実が被害の存在に疑いを差し挟む事情の一つであること等を指摘しています。この点に対し少年は、なぜ自分がわざわざ違うところに行かなくてはいけないのか、痴漢されないのが普通であると思い、乗る車両や時間を変えることはしなかったといった趣旨の証言をしています。被害にあった人が必ずしも弁護士が想定するような行動を取るとは限らず、また、被害にあった人への配慮は必要ですが、痴漢被害にあわないために少年が山田さんとの接触を回避する行動を取らなかった点には疑問が残ります。

② 現行犯逮捕をしなかった点

少年とその家族から相談を受け、9月20日には3人、21日には4人の警察官が少年と電車に同乗しました。また、痴漢行為を確認した場合に現行犯逮捕を行うことは、事前に全ての警察官の中で共有され、少年にも説明が行われていました。警察官は同乗した両日ともに痴漢行為を確認し、犯行が行われていた時間や犯行時の体勢などを裁判で詳細に証言しています。また少年は両日とも、「触られていた。」とその場で証言したとされています。しかしながら、両日とも現行犯逮捕が行われることはありませんでした。

事前に痴漢行為を確認した場合は現行犯逮捕を行うという認識を全ての警察官が持っている中で実際に犯罪行為を目撃し、少年の証言も確保しているにもかかわらず現行犯逮捕を行わなかったというのはとても不自然であり、警察官が痴漢行為を本当に目撃していたのか疑問が残ります。

③ 警察官の証言の信用性

(1)『現行犯逮捕をしなかった点』でも述べた通り、9月20日には3人、21日には4人の警察官が少年と電車と同乗しました。その際、警察官は、犯行を現認できれば現行犯逮捕をするという方針の下、山田さん及び少年の行動を注視していたと考えられます。同乗した警察官Aは、「山田さんが自分と少年の間に割り込んできた」こと、「両日とも痴漢行為を目撃した」こと等を公判で証言しています。しかし、警察官Aは、捜査段階では「山田さんが割り込んできた」という供述はしておらず、公判で突然、「割り込み乗車」という中核となる証言をしました。また、同乗した別の警察官は、山田さんは9月20日も9月21日も割り込み乗車をしていないことが読み取れる供述をしています。

(2)人の記憶力はあてにならず、時間がたつにつれて正確でなくなる可能性があります。そのため、人の供述が証拠になる場合、初期供述が重要であり、少年の供述調書は、記憶が鮮明なうち取るべきでした。しかし、警察官は、このことを認識していたにもかかわらず、供述調書を取りませんでした。また、警察官が少年と電車と同乗した9月20日及び9月21日における被害状況の再現や目撃状況の再現についても、記憶が鮮明なうちに行うべきであるという認識があったにもかかわらず、少年の被害状況の再現は行わず、目撃状況の再現については、1カ月以上も経過した10月30日付で行いました。実務上、再現を行わない事件もありますが、再現を行うのであれば、記憶が鮮明なうちに迅速に行うべきであったと考えます。

まとめ

(1)、(2)を踏まえ、捜査段階の供述と公判での証言が変化している点、他の警察官の供述と食い違いがある点、目撃状況再現が遅延した点から、証言の信用性が低いと考えられ、当該警察官Aが痴漢行為を本当に目撃していたのか、実際に痴漢行為があったのか疑問が残ります。

④ 警察官がビデオなどの証拠をとらなかった点

今回の件で実際電車に乗った警察官は4名でした。このうち1名の警察官はそれまでの捜査にかかわりはありませんでしたが、他3名は以前より少年の痴漢被害申告を受け捜査を続けていました。事件日は少年と警察官両者の予定を合わせて痴漢被害を確認できるように準備を行っていたはずですが、しかし、警察官は誰もビデオ等の証拠をとっていません。以前から認識していた被害で実際に被害を確認した場合、今後の裁判等で被害状況の客観証拠があった方がより確証を持たれることになるのは予測できたはずですが、弁護人はこのことについて「事件以前から警察官は話を聞いていたのに誰一人ビデオや写真を撮影しなかったのは常識的に考えて有り得ない」と指摘しています。警察官が動くとき周囲に気づかれる可能性があるという点は考えられますが準備までしていたのに客観証拠を残そうとしなかったのは不自然です。このことから警察官がビデオなどの証拠をとらなかったことが疑問点として挙げられます。

検証実験



実験の概要

私たちは、2023年12月上旬、京女IPJ学生ボランティアのメンバーに加え、京女法学部の学生にも協力してもらい、満員電車を再現して検証実験を行いました。

ただし、この事件は男性間での事件のため、特に身長などの面で、京女生だけで実際の事件と同じ条件をそろえることは難しいことがわかっていました。そこで私たちは、身長そのものではなく、山田さんと少年、及び警察官等の「身長差」に着目し、その「身長差」が実際の事件と同様になるようにメンバーの中での役割を決めて、再現をすることにしました。

9月20日の事件については、警察官の立ち位置から犯行を目撃することが可能なのか、実際に被告人が被害者の股間を触ることは可能なのか、被告人の体勢は周囲の乗客から不審に思われえないのか、という3点に焦点を当て、実験を行いました。加えて、9月21日の事件については、20日と同様に、警察官の立ち位置から犯行を目撃することは可能なのか、また、ロングシートに座っていた乗客から、犯行を目撃することはできないのか、という2点に焦点を当て、実験を行いました。



■ 9月20日の事件



9月20日に同乗したA警察官は、「山田さんは電車内で、左手でつり革を持ち、右肩にトートバッグを下げ、右手に傘を持っていた。ある駅以降、山田さんは南側に左を向いて立った少年に対して、傘を持った右手を少年の股間に伸ばし、山田さんの手は少年の股間に当たったり離れたりを継続していた。」と証言しています。

以下の図1は、上記の場面を再現した写真です。



【図1】 左：B警察官目線 右：少年の隣の乗客からの目線

ピンクのゼッケン…少年

黄色のゼッケン…山田さん

緑色のゼッケン…A警察官

この実験では、山田さん役の学生 黄色のゼッケン と少年役の学生 ピンクのゼッケン は近距離にいたことから、周囲の人に怪しまれずに犯行を行うことができました。また、B警察官役の学生は少年役の学生と向かい合う形で立っており、少年役の学生の股間も山田さん役の学生の手や傘もはっきり見ることができました。このことから、実際に犯行が行われていた場合に、犯行を目撃することが可能な位置にいた警察官が、その場で現行犯逮捕をしていないことに疑問が残ります。

■ 9月20日の事件



A警察官は、「ある駅で山田さんは、降車する乗客に流されて東側ドアの前に移動し、南を向いて立った。山田さんは、左手につり革、右手に傘を持ち（先端は床についていた）、右手は少年の股間に伸びており、ある駅からある駅までの間、ずっと股間に当たったり離れたりしていた。山田さんの左斜め後ろから見ると、山田さんの体は逆「く」の字に曲がっていた。」と証言しています。

以下の図2は、上記の場面を再現した写真です。



【図2】 ロングシートに座っていた乗客からの目線

この実験では、山田さん役の学生が供述通りに逆「く」の字という態勢をとってみると、この態勢が不自然であること、この態勢で犯行を行うのであれば、ロングシートに座っている乗客役の学生にカバンが当たりそうになることが分かりました。このことから、実際にこの態勢で犯行が行われていたのであれば、ロングシートに座っていた乗客に体勢がかなり傾いていたため、不自然に感じる乗客もいたのではないのでしょうか。また、A警察官役の学生の左斜め後ろに立ったB警察官役の学生からは、山田さん役の学生のカバンが視界を遮り、少年役の学生の股間も山田さん役の学生の手も目撃することはできませんでした。

■ 9月21日の事件



9月20日と同様に21日にも同乗したA警察官は、「山田さんは、左手でつり革を持ち、右肩にトートバッグを下げ、右手には傘を持っていた。山田さんは右手を右側に立つ少年の股間に伸ばし触っていた。」と証言しています。

以下の図3は、上記の場면을再現した写真です。



【図3】 左：少年からの目線 右：ロングシートに座っている乗客からの目線

この実験では、ロングシートに座っている乗客役の学生からは、少年役の学生の下半身と山田さん役の学生の傘を持った手が常に見えていること、うつむいた状態でも少年役の学生の股間に山田さん役の学生の手の甲が近づいていることを目撃することができました。このことからすると、本当に山田さんが犯行を行ったのであれば、気づく人がいたはずではないかという疑問が生じます。

また、山田さん役の学生と少年役の学生の間のすぐ左後ろに立ったC警察官役の学生からは、犯行を目撃することはできませんでした。

■ 実験の結果



以上の再現実験を通して、文章だけでは分からなかった当事者からの視点や新たな疑問点、気づきを得ることができました。警察官の証言は必ず正しいと考えるのではなく、疑問を持ちながら1つ1つの証言や場面について考えていくことの大切さを実感しました。

全体のまとめ・感想

・ この事件についてのまとめ

この事件では、少年も警察官も、捜査段階で述べたことと公判で証言したことの**内容が変化している**という問題点が挙げられます。

また、実際に検証をしてみてわかったように、少年と警察官の証言には、**事実とは異なる不自然なところ**があります。

他にも、記憶が鮮明なうちにとる供述が重要であること、再現にしても記憶が鮮明であるうちに行うべきであることを警察官が認識していたのに、**少年の供述調書をすぐにとらず、目撃状況の再現もすぐには行わなかった**という問題点がありました。

また、動画など、本当に犯行を目撃していたのであればあるはずの**証拠がない**ことも問題です。

・ えん罪について



日本でえん罪の原因として指摘されることが多いのは、**自白追及型の取調べと、取調べに過度に依存する捜査・裁判のあり方等**ですが、自白のない事件でも、間違っている可能性のある専門家の証言等が「科学的」なものとして過度に絶対視されてしまうことや、**目撃証言が裁判に協力したい一心で証言したことが誤りであったことが重大な誤判原因の一つ**となることも知られています。

私たちが調査したこの事件では、被告人による自白はありません。

被害者に対しては、トラウマなどが生じないよう配慮する必要があるのは当然ですが、被害者が本心から述べていることでも、見間違いや勘違いなどがあります。

目撃者も、善意の第三者であれば嘘をつくはずがないと思いがちですが、間違っている可能性はあります。

自白のある事件でも、自白のない事件でも、証拠が不十分なまま、犯人だと決めつけてしまうことがないようにしないといけません。



・ジェンダーの視点から

痴漢行為は、一般的に男性から女性に対して、行われるというイメージが持たれていますが、今回の事件のように男性から男性に対して、行われる場合もあります。

このイメージが多くの人に根付いていることにより、被害に遭った男性は、声をあげたくてもあげることができません。

そのため、男性から女性に対して、痴漢行為が行われるという固定観念をなくし、被害に遭った男性が声をあげやすくする社会を構築することが必要です。



・もし、被害にあってしまったら...

私たちがこのリーフレットで書いているように、犯人ではない人を疑ってえん罪を生み出してしまうことはさけないといけません。

でも、本当に被害にあった人が苦しむような社会であってもいけません。

痴漢も含めた性犯罪は、もともと声をあげにくい犯罪です。被害にあった人に対する社会の偏見がその原因となっています。

私たち一人一人が正しく性犯罪を理解することが必要ですし、実際のところ、最近は警察などでも対応が改善されているので、本当に被害にあった場合は、迷わず周囲に相談し、一人で苦しまないようにすることが大切です。

・もし自分が「えん罪」の被害者になったら...



えん罪で捕まった人が否認した場合、勾留（刑事施設での拘束）が長引いてしまうという、**人質司法の問題**があります。

→この問題を改善するためには、**被害者の身体拘束の在り方を見直す必要がある**と考えられています。

また、えん罪であるのに長時間の取り調べの苦しみから逃れたい、自白してきちんと捜査したら真犯人が見つかるかもと考え、取り調べ官の言う通りに自白してしまうという、**虚偽自白の問題**があります。

→この問題を改善するためには、**取り調べ時に弁護士を立ち会わせる権利を認めてもらう必要がある**と考えられています。

実現にはまだ時間がかかるそうですが、**私たち一人一人が問題意識をもち、声をあげていくことが改革につながると**考えています。

皆さんはこれについてどう思いますか？

・最後に



すべての人にとって公平・公正な司法を実現し、えん罪で苦しむ人を1人でも少なくするために...

えん罪は、捜査・裁判の過程での、捜査官や司法関係者の判断の誤りやルール違反、特定の人を犯人と決めつけて糾弾するマスメディアや報道、そのことに疑問を持たずに鵜呑みにしてしまう私たち一般市民の態度等、様々な事象の積み重ねと連鎖の結果、発生しています。

えん罪に苦しむ人が一人でも少なくなり、**国際的な基準に照らしても公平・公正といえる司法を実現するためには、まず私たち一人一人が、えん罪とそれを取り巻く刑事司法の現状を正しく知り、その知識を広めていくことが必要**です。

今回作成したリーフレットの内容や、私たちの活動について
感じたことを是非、周りの方と共有してもらえると幸いです。

京都女子大学IPJ学生ボランティア

X→https://x.com/kwu_ipj

Instagram→https://instagram.com/ipj_kyojo

